

持続化補助金【一般型】新旧対照表

No	頁	第10版：4月7日	第11版：6月8日
1	表紙	<p>第5回受付締切： 2021年6月4日(金) [郵送：締切日当日消印有効]</p> <p>アカウントの取得には2週間程度を要します。</p>	<p>削除</p> <p>アカウントの取得には数週間程度を要します。</p> <p>追記 ※暫定GビズIDプライムアカウントは使用できません。</p>
2	P2	<p>(注1) 小規模事業者とは、「製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者</p>	<p>(注1) 小規模事業者とは、小規模企業支援法に定める「製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者</p>
3	P.3	(5) 補助金申請システムによる電子申請を行った事業者	(5) 補助金申請システム(Jグランツ)による電子申請を行った事業者
4	P.5	この期間に、会計検査院による実地検査が実施される可能性もあり、補助金を受けた者の義務として応じなければなりません。	この期間に、会計検査院等による実地検査等が実施される可能性もあり、補助金を受けた者の義務として応じなければなりません。
5	P.11	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> 該当しない ※チェック後、下記の出資者・出資比率に係る確認事項にもご回答ください。

			追記 <上記において「該当しない」 を選択した事業者が対象>
6	P. 12	「申請を希望する回の受付締切日の前 10 か月以内に令和 2 年度補正予算小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>の採択・交付決定を受け、補助事業を実施している（した）か否か」	追記 ※確定している（申告済みの）直近過去 3 年分の「各年」又は「各事業年度」の課税所得の年平均額が 15 億円を超えている場合、応募はできません。 「申請を希望する回の受付締切日の前 10 か月以内に令和 2 年度補正予算小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>若しくは令和 2 年度 3 次補正小規模事業者持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠> の採択・交付決定を受け、補助事業を実施している（した）か否か」 追記 <全ての事業者が対象> 本公募要領の記載内容を理解し、同意した上で本補助金を申請します。 <input type="checkbox"/> 確認しました ※チェックのない場合は応募できません。
7	P. 13	<第 1 回～第 7 回受付締切分に応募の場合のみ>	削除

		<p>(1) 平成 29 年度第 2 次補正予算事業のうち【全国向け公募】で、持続化補助金の採択・交付決定を受け、補助事業を実施した事業者か否か。</p>	<p>追記 <第 1 回～第 7 回受付締切分に応募の場合のみ> (4) 令和 2 年度補正予算小規模事業者持続化補助金【低感染リスク型ビジネス枠】で持続化補助金の採択・交付決定を受け、補助事業を実施した事業者か否か</p>
8	P. 18	<input type="checkbox"/> 該当しない	<input type="checkbox"/> 該当しない ※チェック後、下記の出資者・出資比率に係る確認事項にもご回答ください。 追記 <上記において「該当しない」を選択した事業者が対象>
9	P. 19	<p>「申請を希望する回の受付締</p>	<p>追記 ※確定している(申告済みの)直近過去 3 年分の「各年」又は「各事業年度」の課税所得の年平均額が 15 億円を超えている場合、応募はできません。</p> <p>「申請を希望する回の受付締</p>

		<p>切日の前 10 か月以内に令和 2 年度補正予算小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>の採択・交付決定を受け、補助事業を実施している (した) か否か」</p>	<p>切日の前 10 か月以内に令和 2 年度補正予算小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>若しくは令和 2 年度 3 次補正小規模事業者持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠> の採択・交付決定を受け、補助事業を実施している (した) か否か」</p> <p>追記 <全ての事業者が対象> 本公募要領の記載内容を理解し、同意した上で本補助金を申請します。 <input type="checkbox"/>確認しました ※チェックのない場合は応募できません。</p>
10	P.20	<p><第 1 回～第 7 回受付締切分に応募の場合のみ></p> <p>(1) 平成 29 年度第 2 次補正予算事業のうち【全国向け公募】で、持続化補助金の採択・交付決定を受け、補助事業を実施した事業者か否か。</p>	<p>削除</p> <p>追記 <第 1 回～第 7 回受付締切分に応募の場合のみ></p> <p>(4) 令和 2 年度補正予算小規模事業者持続化補助金【低感染リスク型ビジネス枠】で持続化補助金の採択・交付決</p>

			定を受け、補助事業を実施した事業者か否か
1 1	P. 31	<p>(6)「令和元年度補正予算小規模事業者持続化補助金<一般型>」または「令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>」において、受付締切日の前10か月以内に、先行する受付締切回で採択を受けて、補助事業を実施した(している)者でないこと(共同申請の参画事業者の場合も含まれます)。</p> <p>※例えば一般型第1回受付締切回で採択され、補助事業を実施した者は採択日(2020年5月22日)より10か月経過後であれば再度申請することが可能です。</p> <p>(7)令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金事業<コロナ特別対応型>と本事業の両方を採択された場合は、いずれか一方しか補助金を受け取ることができません。</p> <p>いずれか一方の廃止申請を行なってください。</p>	<p>(6) 下記3つの事業において、本補助金の受付締切日の前10か月以内に、先行する受付締切回で採択を受けて(※)、補助事業を実施した(している)者でないこと(共同申請の参画事業者の場合も含まれます)。※採択日から起算して10か月を算定する。</p> <p>①「令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金<一般型>」</p> <p>②「令和2年度補正予算 小規模事業者持続化補助金<コロナ特別対応型>」</p> <p>③「令和2年度第3次補正予算 小規模事業者持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>」</p> <p>詳細は、「【参考8】再度申請が可能となる事業者について」を参照ください(P. 64)。</p> <p>(7) 本補助金と「令和2年度第3次補正予算小規模事業者持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>」(上記(6)における①、③を除く)の両方を採択された事業者は、いずれかの補助事業の取下げ又は廃止を行わなければ補助金の交付を受けることができま</p>

		※共同申請の代表者、参画事業者も含まれます。	せん（共同申請の代表者、参画事業者も含まれます）。
1 2	P. 37	<p>・「自動車等車両」（道路運送車両法第2条第2項に定める「自動車」および同条第3項に定める「原動機付自転車）」のうち、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」の「機械及び装置」区分に該当するもの（例：ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備）についてのみ、この①機械装置等費での計上が可能です。</p> <p>・汎用性があり目的外使用になり得るもの（例：パソコン・タブレットPCおよび周辺機器 （ハードディスク・LAN・Wi-Fi・サーバー・WEBカメラ・ヘッドセット・イヤホン・モニター・スキャナー・ルーター等）、テレビ・ラジオ・自転車等）の購入費用は補助対象外となります。</p>	削除
1 3	P. 44		追記 7) 映像制作における被写体（紹介物等）に係る関連経費
1 4	P. 45		追記 27) 保険適用診療にかかる経費

			28) クラウドファンディングで発生しうる手数料
1 5	P. 48		<p>追記</p> <p>【電子申請システム「J グランツ」の利用環境】</p> <p>●J グランツの動作確認済み環境は以下のとおりです。</p> <p>下記のブラウザの最新バージョンをご利用ください。</p> <p>下記以外のブラウザ（InternetExplorer 等）は、申請上のエラー等が生じますので利用しないでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Windows : chrome、firefox、edge (※1) ・macOS : chrome、firefox、safari ・Android : chrome <p>※1 Microsoftedge の「InternetExplorer モード」は申請上のエラー等が生じますので利用しないでください。</p>
1 6	P. 54		<p>追記</p> <p>*申請時に提出された情報については、審査・管理・確定・精算・政策効果検証に使用し、個社情報が特定されないよう統計処理をした上で、公開する場合がございます。</p>
1 7	P. 56	4) 過疎地域という極めて厳しい経営環境の中で販路開拓等に取り組む事業者を重点支援する観点から、「過疎地域自立促進特別措置法」に定める過疎地域に所在し、地域経済の	4) 過疎地域という極めて厳しい経営環境の中で販路開拓等に取り組む事業者を重点支援する観点から、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に定める過疎地域に

		<p>持続的発展につながる取り組みを行う事業者（P. 63「参考7」参照）</p> <p>* 3 また、より多くの事業者に補助事業を実施いただけるよう、過去の補助事業（全国対象）の実施回数に応じて段階的に減点調整を行います。</p> <p>第1回受付締切分 第2回受付締切分</p>	<p>所在し、地域経済の持続的発展につながる取り組みを行う事業者（P. 63「参考7」参照）</p> <p>* 3 また、より多くの事業者に補助事業を実施いただけるよう、過去の補助事業（全国対象）の実施回数等に応じて段階的に減点調整を行います。</p> <p>事業実施期間等削除</p>
18	P. 59		<p>追記</p> <p>⑪申請時に提出された情報については、審査・管理・確定・精算・政策効果検証に使用し、個社情報が特定されないよう統計処理をした上で、公開する場合がございます。</p>
19	P. 63	<p>【参考7】「過疎地域自立促進特別措置法」に定める「過疎地域」について</p> <p>「過疎地域に所在する事業者」として、採択審査時の政策加点となる地域は、「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき、令和3年（2021年）4月1日現在、同法に定める「過疎地域」「みなし過疎地域」及</p>	<p>【参考7】「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に定める「過疎地域」について</p> <p>「過疎地域に所在する事業者」として、採択審査時の政策加点となる地域は、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に基づき、令和3年（2021年）4月1日現</p>

		び「一部過疎地域」に該当する以下の地域です。	在、同法に定める「過疎地域」「みなし過疎地域」及び「一部過疎地域」に該当する以下の地域です。
20	P.64		※表内に令和2年度補正予算小規模事業者持続化補助金<低感染リスク型ビジネス枠>追加
21	P.67	◇決算期を一度も迎えていない場合のみ、⑦⑨に代えて、「公益法人等収益事業開始申告書」の写しを提出してください。	◇決算期を一度も迎えていない場合のみ、⑦⑨に代えて、「収益事業開始申告書」の写しを提出してください。
22	P.73		※表内から第1回～第4回削除